

大山町建設工事指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 建設業法に規定する建設工事の請負を指名競争入札に付する場合において指名する建設業者（以下「指名業者」という。）の選定については、大山町財務規則、大山町建設工事執行規則によるほか、この要綱の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 建設工事の請負は、別に定める工事の種別（以下「工種」という。）ごとに発注し、その指名業者は、当該工種について建設工事入札参加資格参加者名簿に登載されているもの（以下「有資格」という。）の中から、原則として3人以上の者を選定する。ただし、特別の技術または機械を必要とすること等により当該工種に係る有資格者の中から指名業者を選定することが困難だと認められる場合において、別に定めるところにより設置する指名委員会（以下「委員会」という。）が承認したときは、他の工種に係る有資格者の中から指名業者を選定することができる。

2 指名業者は、町内に主たる事務所を有する建設業者（以下「町内業者」という。）の中から選定する。ただし、次のいずれかに該当する場合において委員会が承認したときは、町外に主たる事務所を有する建設業者（以下「町外業者」という。）を指名業者に選定することができる。

- (1) 適切に施工できる町内業者が少ない建設工事を発注する場合
- (2) 建築物の修繕などにおいて、建築工事に携わった業者に発注するほうが有利と判断される場合
- (3) その他特別の理由がある場合

(選定基準)

第3条 町内業者の中から建設工事に係る指名業者を選定する場合には、格付工種及び格付等級に応じ別表に定める請負対象設計金額の範囲のうち、当該建設工事の請負対象設計金額が該当する者に対応する格付等級に属する有資格者の中から選定する。ただし、次のいずれかに該当する場合において委員会が承認したときは、この限りでない。

- (1) 特に緊急を要する場合
- (2) 特別の技術又は機械を必要とする場合
- (3) 優良な中小業者を積極的に指名する必要がある場合で、建設業法第3条第1項ただし書きの軽微な建設工事に該当する場合（建設業法施行令第1条の2）
 - ・ 建築一式工事：請負代金1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
 - ・ 建設工事：500万円に満たない工事
- (4) その他特別の理由がある場合

(不指名等)

第4条 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項及び大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項の規定による指名停止を受けている者は、指名業者を選定しない。ただし、同要綱別表第1又は別表第2に掲げる措置用件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について指名停止を行われるまでは、当該事案に係る者を指名業者を選定して差し支えないものとする。

2 次に掲げるものは、その状況が改善されるまでの間、指名業者を選定しないことができる。

- (1) 町が発注した工事（その瑕疵修補等のための工事を含む。）の施工が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 賃金の支払い等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) その他委員会が公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認められる者

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表

(単位：千円)

区 分	一般土木	水道	建築
A 級	20,000以上	8,000以上	60,000以上
B 級	8,000以上 20,000未満	8,000未満	100,000未満
C 級	8,500以上 6,000未満		45,000未満
D 級	3,500未満		

区 分	舗装	電気	管
A 級	区分なし	3,000以上	45,000以上
B 級		3,000未満	5,000以上 45,000未満
C 級			5,000未満

区 分	解体	法面	機械
A 級	区分なし	区分なし	区分なし